

平成 22 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名	株式会社 NESTAGE
代表者名	代表取締役会長 光成 英一朗 (JASDAQ・コード7633 )
問合せ先	取締役 杉林 加一朗
電話番号	06(6192)9231

## 第三者割当による新株式(普通株式及び A 種優先株式)払込完了及び新株予約権 の取得及び消却完了並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社が平成 22 年 2 月 10 日付「第三者割当による新株式(普通株式及び A 種優先株式)の発行及び新株予約権の消却に関するお知らせ」で発表しております、クロスビズ株式会社を割当先とする新株式(普通株式及び A 種優先株式)につきまして、本日、払込手続き及び現物出資手続きが完了いたしましたのでお知らせ致します。

また上述の開示資料で同時に発表しております、当社第 6 回乃至第 15 回新株予約権の取得及び消却の完了、並びに当該新株式発行に伴い、当社の主要株主に異動が生じたので併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 新株予約権の取得及び消却の完了

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 取得及び消却した新株予約権の名称 | 第 6 回乃至第 15 回新株予約権    |
| (2) 取得及び消却した新株予約権の数  | 4,144 個               |
| (3) 取得価額             | 本新株予約権 1 個当たり 9,606 円 |
| (4) 取得価額総額           | 39,807,264 円          |
| (5) 取得日及び消却完了日       | 平成 22 年 2 月 26 日      |
| (6) 本新株予約権の残数        | 0 個                   |

#### II. 主要株主の異動

##### 1. 異動年月日

平成 22 年 2 月 26 日

##### 2. 異動が生じた経緯

当該、第三者割当による新株式(普通株式)の発行に際し、クロスビズ株式会社より払込手続きが



NESFAGE

なされたことによるものです。

3. 異動した株主の概要割当先の概要

(平成22年2月10日現在)

(1) 名 称	クロスビズ株式会社
(2) 本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町1-14-10 アナリティカビル5F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中上 広志
(4) 主な事業内容	内部統制報告制度に伴うコンサルティング業務全般
(5) 資本金の額	20,000,000円

4. 当該株主の所有議決権数（所有株式数）及びその議決権の総数（発行済株式総数）に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (平成22年2月25日現在)	0個 (0株)	0.0%	-
異動後	37,500個 (37,500,000株)	10.4%	第2位

※ 潜在株式数として、ストックオプションによる自己株式数54,000株は含まれておりません。

※ 平成22年2月26日現在の発行済株式総数 359,815,542株

※ 算定基礎となる株式数は平成21年12月18日現在の株主名簿に、ITイノベーション戦略合同会社より平成22年1月28日までに提出された大量保有報告書の変更報告書による増減を算入しております。

5. 今後の見通し

本件による業績見通しへの影響はございません。

III. 第三者割当による新株式発行の払込及び現物出資手続きの完了

(1) 普通株式発行要項

1. 募集株式の種類

普通株式

2. 募集株式の数

37,500,000 株

3. 発行価格

1株につき金2円

4. 発行価額の総額

75,000,000 円



## 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 金 37,500,000 円

増加する資本準備金の額 金 37,500,000 円

1株あたりの資本の組入額 1株につき金 1円

## 6. 申込期日

平成 22 年 2 月 26 日

## 7. 払込期日

平成 22 年 2 月 26 日

## 8. 募集方法

第三者割当により、クロスビズ株式会社に全株割当てる。

## (2) A 種優先株式発行要項

## 1. 募集株式の種類

A 種優先株式

## 2. 募集株式の数

1,200 株

## 3. 発行価格

1株につき金 1,000,000 円 (以下に表示する不動産の現物出資による)

(不動産の表示)

所在		地番	地目		地積
土地	北海道上川郡上川町字清川	254 番 1	原野		6,860.0 m <sup>2</sup>
	北海道上川郡上川町字清川	256 番 1	原野		5.45 m <sup>2</sup>
	北海道上川郡上川町字清川	256 番 2	宅地		329.71 m <sup>2</sup>
	北海道上川郡上川町字清川	256 番 3	原野		19,910.00 m <sup>2</sup>
	北海道上川郡上川町字清川	505 番 2	公衆用道路		1,085.00 m <sup>2</sup>
所在		家屋番号	種類	構造	床面積
建物	北海道上川郡上川町字清川 256 番地 3、254 番地 1	256 番 3	ホテル	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5 階建	1 階 : 2,746.11 m <sup>2</sup> 2 階 : 2,239.90 m <sup>2</sup> 3 階 : 872.95 m <sup>2</sup> 4 階 : 872.95 m <sup>2</sup> 5 階 : 872.95 m <sup>2</sup>
	【付属建物の表示】	符号 3	便所	コンクリートブロッ ク造陸屋根平家建	119.28 m <sup>2</sup>

		符号 4	集塵庫	コンクリートブロック造陸屋根平家建	4.80 m <sup>2</sup>
--	--	------	-----	-------------------	---------------------

上記不動産の鑑定評価額 金 519,000,000 円

所在		地番	地目		地積
土地	山形県米沢市大字関字清水裏	3931 番 1	宅地		12,348.09 m <sup>2</sup>
	山形県米沢市大字関字清水裏	3931 番 38	原野		215.00 m <sup>2</sup>
所在		家屋番号	種類	構造	床面積
建物	米沢市大字関字清水裏 3931 番地 1	3931 番 1	保養所	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 7 階	1 階:718.43 m <sup>2</sup> 2 階:2,362.90 m <sup>2</sup> 3 階:960.02 m <sup>2</sup> 4 階:956.94 m <sup>2</sup> 5 階:41.13 m <sup>2</sup> 6 階:41.13 m <sup>2</sup> 7 階:26.83 m <sup>2</sup>
	【付属建物の表示】	符号 10	車庫	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平屋建	128.00 m <sup>2</sup>
		符号 11	共同住宅	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階:120.96 m <sup>2</sup> 2 階:124.08 m <sup>2</sup>
		符号 12	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	64.24 m <sup>2</sup>
		符号 13	車庫	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	14.49 m <sup>2</sup>
		符号 14	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	14.00 m <sup>2</sup>
		符号 15	物置	コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建	3.93 m <sup>2</sup>
		符号 16	物置	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	4.96 m <sup>2</sup>

上記不動産の鑑定評価額 金 454,000,000 円

	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
建 物	岡山県倉敷市児島唐琴町 1422 番地 1	1422 番 1	宿泊所	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1 階:276.27 m <sup>2</sup> 2 階:336.55 m <sup>2</sup>
	【付属建物の表示】	符号 1	物置	木造スレート葺 平屋建	3.60 m <sup>2</sup>
	岡山県倉敷市児島唐琴町 1422 番地 10、1422 番地 24、 1422 番地 13	1422 番 10	旅館	鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板葺 地下 1 階付 3 階建	1 階:830.49 m <sup>2</sup> 2 階:919.85 m <sup>2</sup> 3 階:974.93 m <sup>2</sup> 地下 1 階:273.72 m <sup>2</sup>
	【付属建物の表示】	符号 1	機械室	コンクリート造 陸屋根平屋建	29.91 m <sup>2</sup>

上記不動産の鑑定評価額 金 327,000,000 円

上記 3 物件の不動産鑑定評価額合計 金 1,300,000,000 円

4. 発行価額の総額

1,200,000,000 円（3 に表示する不動産の現物出資による）

1 株につき金 1,000,000 円全額

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 金 600,000,000 円

増加する資本準備金の額 金 600,000,000 円

1 株あたりの資本の組入額 1 株につき金 500,000 円

6. 申込期日

平成 22 年 2 月 26 日

7. 払込期日

平成 22 年 2 月 26 日

8. 募集方法

第三者割当により、クロスビズ株式会社に全株割当て。

9. 優先配当金

- (1) 当社は、平成 22 年 3 月 1 日以降に開始する毎事業年度の末日（以下「A 種優先配当基準日」という。）を基準日として剰余金の配当をするときは（配当財産が金銭の場合に限る。）、A 種優先配当基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式の株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、その払込金額に年 10 パーセントを乗じた額を上限として、

当該A種優先株式の発行に先立って取締役会で定める金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。以下「A種年間優先配当額」という。）の剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。

- (2) ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当額がA種年間優先配当額に不足するときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 当社がA種優先配当基準日を基準日として普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行う場合であっても、当該A種優先配当基準日におけるA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当に加えての剰余金の配当を行わない。
- (4) 前各号に定める場合を除くほか、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

#### 10. 残余財産の分配

- (1) 当社は、当社の残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、その払込金額を上限として、A種優先株式の発行に先立って取締役会で定める金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。以下「A種優先株式償還額」という。）を分配する。
- (2) 前号に定める場合を除くほか、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、残余財産の分配を行わない。

#### 11. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を行使することができない。

#### 12. 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 13. 併合又は分割、無償割当等

- (1) 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株式を併合又は分割しない。
- (2) 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主に対して、会社法第202条第1項に定める募集株式の割当を受ける権利、及び会社法第241条第1項に定める募集新株予約権の

割当を受ける権利を与えず、また、株式無償割当及び新株予約権無償割当を行わない。

#### 14. 取得条項

- (1) 当社は、A種優先株式の発行日以降、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 当社が上記(1)の定めるところに従ってA種優先株式の一部を取得する場合、取得するA種優先株式の一部（株式数）は、当社の取締役会が定める。
- (3) 当社が上記(1)の定めるところに従ってA種優先株式の全部又は一部を取得する場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、取得するA種優先株式1株につき、A種優先株式償還額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。）を当該A種優先株式の発行に先立って当該発行を決定した日の普通株式の時価を基準として取締役会で定める当社の普通株式の時価で除して得られた数値に相当する株式数の当社の普通株式を交付する。

#### 15. 取得請求権

- (1) A種優先株主は、次の各号所定の全ての条件を充足する場合、当社に対し、当該A種優先株主が有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できる。
  - ア 当該A種優先株式の取得請求に対して交付されるべき普通株式の株式数が普通株式の発行可能株式数から普通株式の発行済株式総数を減じた数以下であること。
  - イ 当該A種優先株式の発行日の1ヶ月後の応当日（平成22年3月26日）を経過していること。
- (2) 当社が上記(1)の定めるところに従ってA種優先株式の全部又は一部の取得の請求を受けた場合、当該取得の請求を受けた日から7日を超えない当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、当社は、当該取得の請求を受けたA種優先株式の全部又は一部を取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、当該取得請求により取得するA種優先株式1株につき、A種優先株式償還額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。）を当該A種優先株式の発行に先立って当該発行を決定した日の普通株式の時価を基準として取締役会で定める当社の普通株式の時価で除して得られた数値に相当する株式数の当社の普通株式を交付する。

#### 16. その他の事項

- ① 当社は、前各号に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これを当該A種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定めることができる。



- ② 当該A種優先株式を普通株式に転換する以外に金銭による取得は行えません。

以上